消費税率の引き上げに伴い、令和2年4月1日より施設使用料を一部改定いたします。

### ※変更箇所に黄色マーカーで表示しています。

## 別表(第9条関係)

#### 1 宿泊料

区分		平日及び休日	3等	<u>土曜日及び休日等の前日</u>			
		<u>一般</u> (高校生以上)	小・中学生	<u>幼児</u> (満3歳以上)	<u>一般</u> (高校生以上)	小・中学生	<u>幼児</u> (満3歳以上)
宿泊施設	1人1泊につき	<u>2,100円</u>	<u>1,600</u>	<u> 500円</u>	<u>2,600円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,100円</u>
バンガロー	1棟につき			·			<u>2,100円</u>
追加寝具等					<u>\$</u>	とん 300円	、 <u>毛布 200円</u>

## 備考

- 1 宿泊による施設の使用時間は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 宿泊施設 午後4時から翌日午前10時まで
  - (2) バンガロー 午後2時から翌日午前10時まで
- 2 「平日」及び「休日等」とは、それぞれ次に掲げる日をいう。
  - (1) 平日 土曜日及び休日等以外の日
  - (2) 休日等 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する日
- 3 施設利用者に食事を供するときは、別に定める実費を徴収する。

#### 2 会議室等使用料

	区分	<u>基本使用料</u>
管理棟兼宿泊施設	和室その他1室につき	<u>50円(1時間当たり)</u>
研修施設	研修室	<u>500円(1時間当たり)</u>
創作施設	体験学習(木彫)	<u>A</u> コース:700円
		<u>B</u> コース:400円
		<u>(1人:1回につき)</u>

## 備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 研修施設を宿泊に使用することについて、特に許可する必要があると認めるときは、別に定める実費を徴収する。
- 3 施設利用者に食事を供するときは、別に定める実費を徴収する。

# 3 冷暖房使用料

(1) 宿泊施設

#### (2) 会議等

区分	基本使用料	定額使用料		
	<u>1</u> 回	<mark>月 額</mark>	<mark>年 額</mark>	
管理棟兼宿泊施設	<u>100円</u>	<u>500円</u>	<u>3,000円</u>	
研修施設	<u>500円</u>	2,500円	15,000円	

## 備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する 部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。